

巻頭言

Covid-19の中にあって思う事

北海道グラビア印刷協同組合 代表理事
㈱北海サンコー 代表取締役社長 若狭博徳



今年度より、北海道グラビア印刷協同組合は金谷益孝代表理事、井手信治副理事長が退任され、新たに副理事長へ極東高分子㈱の大野寿之氏、新代表理事に私がそれぞれバトンを引き継ぎました。長期に亘り業界発展の為に尽力頂いた金谷氏と井手氏には深く感謝を申し上げます。また、バトンを引き継いだ私と大野氏はこれから北海道を中心として業界発展の為、微力ながら尽力して参ります。皆様のご指導、ご鞭撻を頂きながら鋭意努力して参る所存でございますので宜しくお願い申し上げます。

さて昨年より世界的に流行しております新型コロナウイルスは、この日本でも例外なく感染拡大を繰り返しております。

この原稿を考えている今まさに東京2020オリンピックが開催され、アスリート達の活躍に日々感動をしながらTVにて観戦しております。

そんな中、今年の北海道は異常気象の影響からか、30℃を大幅に超える毎日が続いております。弊社の周辺では37℃を超える日もあるほどです。本来の北海道では考えられない事で、地球の温暖化を感じながら慣れない暑さでの体調管理に苦労しているところです。

毎日自宅にて静かに酒類を堪能しておりますとつい色々と考えてしまいます。

皆様よくご存じの事とは思いますが、北海道は1次産業と観光産業により経済が回っております。先に申し上げた温暖化による異常気象の為、海水温が上昇しております。

サンマや鮭等、北海道を代表する水産物の漁獲量が大きく減少し、関連して魚価が高騰しております。それでも漁師の収入は落ち込み、結果的にリスクを承知で領海ギリギリまで行っての操業を余儀なくされています。家畜農家も、高温により乳牛のストレスで乳の収量が減少するなどの影響が出ています。バターやチーズの生産等、影響は多岐に亘ります。降雨量の減少は野菜・果実農家へも深刻な打撃を与えております。

ここまででも深刻な話ばかりで気持ちはかなりグレーになって参りますが、観光需要に伴う産業のCovid-19により受けたダメージには計り知れないものがあります。

昨年春、新千歳空港におきまして数えきれないほどの航空機が密集状態にて駐機されているのを見る事がありました。あのような光景を見るのは初めてであり、自分の中で世の中の機能が停止してしまったかのような感情を抱かずにはいられませんでした。

現実に空港土産品や観光地の土産物、宿泊施設やそれらに伴う業務用商品等、スーパーマーケット以外全てが停止したかのような光景でした。

私の知人に大手リゾート会社が運営する某高級ホテルの取締役総支配人の方がおりま

して、雑談の中で彼が言うには、ネットワークを駆使して集客を試みるも、稼働率はなんと2%にも満たないと言われておりました。

固定費すら… 想像を絶する状況であることは分かりますが…。

その昔、映画での話ですが、ウイルス感染で世界の滅亡を企てるテロリストみたいな映画があったように記憶しております。今まさにその時なのでは？ と思ってしまいました。

現実には世界的感染拡大が現代社会においてこんなにも大きな影響を及ぼすことになろうとは思ってもありませんでした。

3年前の胆振東部地震による天災においてもブラックアウトという経験をいたしました。

これまでは災害を受け、それに対応するべくマニュアルの策定や、備えをして参りましたが、ウイルス感染がこの日本にて現実の事になるとは私個人としては受け入れがたい事態であります。

弊社におきましても、顧客がCovid-19の影響を大きく受けた為、必然的に業績に大きな影響が出ました。今思う事は、この先どの様な備えを必要としていけば良いのか？

昨年よりずっと考えておりますが、現実的な答えを導き出すには至っておりません。

つい数年前までは人材不足や働き方改革等を議論しておりましたが、このCovid-19と天災は世の中を一変してしまっただと感じております。

不測の事態にも耐えうる柔軟性のある考え方、また対応力と体力は絶対条件であると今は思います。その為にも、企業としての余裕を相当持ち合わせていなければならないのではないのでしょうか。

今年は原油価格高騰による各材料の値上げが続いております。

この先何が起るか予想すら出来ませんが、一つ言える事として、我々の業界が今後発展をして行く為にも製品価格の適正化を実現していかなければなりません。

私がこの業界にデビューした昭和の末期頃より加工賃などは大きく変わっていません。訊けばその更に以前より変わっていないとも伺います。

この度のCovid-19やリーマンショック、バブル経済の崩壊等大きな影響を及ぼした歴史的な事変がこれからも起こるでしょう。会社と雇用を守る為にも、将来を見据えた経営環境を構築することが必須ではないかと考えているところです。

他の産業が躍進するニュースを拝見して感じる事は、プラスチック関連産業はこれまでも、これからも、非常に高度な技術の上に成り立ち、社会生活に深く密着し、安心安全に深く関わっているにも拘わらず、世間には何故か殆ど理解されておりません。

自然環境を守り、生活水準の維持向上を目指しながら業界の社会的ポジショニングの向上を考えていく事は非常に難しい事ですが、やり遂げなくてはならない事と思っております。

若輩の私が一人騒いだところで世の中は変わりませんが、諸先輩の皆様よりご教授頂きながら一步一步前進して参りたいと思います。ワクチン接種も進み日常を早く取り戻し、早く皆様とお酒を酌み交わす事を願い、これから暫く宜しくお願い申し上げます。

テーマはズバリ「フィルム値上げの価格転嫁問題」 化学工業日報社 石川・山下記者の取材に応じる

全国グラビア協同組合連合会は、去る8月26日（木）10時20分～12時15分まで、全グラ事務所に於いて、(株)化学工業日報社の石川・山下両記者からの取材に応じました。化学工業日報社の取材テーマは、ズバリ、「フィルム値上げの価格転嫁問題」でした。具体的には、①今年に入ってから原材料値上げ動向、②価格転嫁の交渉推移と結果、③経産省との話し合いの内容、④コンバーター企業の市場構造と抱えている問題、⑤その他の5点。東京での取材限定ということでしたので、全グラ側からは、関東グラビア協同組合の理事を兼務する、田口 薫理事長、安永研二副理事長、山下雅稔理事、吉原宗彦理事と、村田英雄専務理事、袖山

高明事務局長の6名が対応しました。当初は60分の取材予定でしたが、90分を超える時間を費やし、「フィルム・アルミ箔・インキ・溶剤の値上げ」「中身メーカーはプラットフォームや大手小売りから無理難題を押し付けられ、そのシワ寄せが組合員にも及んでいる」「食品や医薬品・衛生用品のサプライチェーンを担っているのもかわらず、社会的地位が低い」「不条理な取引事例が多い」等について、具体的な事例を挙げ、説明しました。なお、全グラの各単組理事長よりいただいたご意見についても、しっかりとお伝えしました。記事は、今月中に掲載されるとのことでした。



食品等事業者の皆さまへ

令和3年6月1日から

営業届出が必要になります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む事業者は、一部の届出対象外の事業者を除き、管轄の保健所に「**営業届出**」をする必要があります*。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

*許可営業を営む事業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

大 ← 公衆衛生への影響 小

営業の種別

許可

届出

届出対象外

食品衛生法施行令第35条に規定される32業種

- 1 飲食店営業
- 2 調理の機能を有する自動販売機
- 3 食肉販売業
- 4 魚介類販売業
- 5 魚介類焼売り営業
- 6 集乳業
- 7 乳処理業
- 8 特別牛乳搾取処理業
- 9 食肉処理業
- 10 食品の放射線照射業
- 11 菓子製造業
- 12 アイスクリーム類製造業
- 13 乳製品製造業
- 14 清涼飲料水製造業
- 15 食肉製品製造業
- 16 水産製品製造業
- 17 氷雪製造業
- 18 液卵製造業
- 19 食用油脂製造業
- 20 みそ又はしょうゆ製造業
- 21 酒類製造業
- 22 豆腐製造業
- 23 納豆製造業
- 24 種類製造業
- 25 そうざい製造業
- 26 複合型そうざい製造業
- 27 冷凍食品製造業
- 28 複合型冷凍食品製造業
- 29 漬物製造業
- 30 密封包装食品製造業
- 31 食品の小分け業
- 32 添加物製造業

許可営業 及び 届出対象外営業

に該当しない事業者は、**管轄の保健所に営業届出をする必要があります。**

**営業届出は、
食品衛生申請等システム
を用いて、オンライン上で
提出することができます！**

詳細は裏面へ

【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



- ◆ 食品又は添加物の輸入業
- ◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）
- ◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
- ◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ◆ 器具容器包装の輸入又は販売業

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G BizID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

※1 PCによるアクセスをお勧めしています。
（スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例示を参照ください。）

※2 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。



スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

○Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。



Step 2 各種申請（届出）の手続方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン

※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス

- ② 申請したい項目（届出）を選択

- ③ 営業施設情報を入力

- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。



【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



新たな営業届出制度について

営業許可の対象でない場合であっても、**管轄の保健所に届出が必要**になります。

令和3年6月1日以降

① 食品衛生法の要許可業種

飲食店営業、菓子製造業、冷凍食品製造業、
そうざい製造業など32業種

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種と

③届出が不要な業種 以外の営業が

届出の対象

(例)

野菜果物販売業、菓子種製造業、
食肉販売業（包装品のみの取扱い）、
食品販売業（弁当等）、集団給食など

③ 届出が不要な業種

食品又は添加物の輸入をする営業、運搬業、
容器包装に入った長期間常温で保存可能な食品
の販売など

	許可	届出
手数料	○	—
更新手続き	○	—
変更、廃業の届出	○	○
営業施設の基準	○	—
衛生管理の基準 (食品衛生責任者の設置、 HACCPに沿った衛生管理など)	○	○

○：該当する、基準の遵守が必要

図：新たな制度の概要（②が届出の対象）

表：許可と届出の違い

- 上図の ①食品衛生法の要許可業種 と ③届出が不要な業種 以外の営業者は、**管轄の保健所に届出を
する必要があります**（上記の ②食品衛生法の要届出業種 ）。
- 新たな届出制度が始まるのは**令和3年6月1日**からです。すでに営業中の営業者は**令和3年11月30日
までに届出が必要**です。ただし、今回の改正で食品衛生法の許可から届出に移行する業種（例：乳類
販売業）は、令和3年6月1日に届出を行ったとみなされるため、新たな届出は不要です。
- 届出は許可と異なり、手数料はかからず、有効期間がないため更新の必要はありません。
ただし、届出事項に変更があった場合や廃業した場合は、保健所への届出が必要です（上表）。
- 届出は、許可とは異なり施設基準の要件はありませんが、許可と同様に「**食品衛生責任者**」を設置す
る必要があります※。また、「**HACCPに沿った衛生管理**」を行わなければなりません（上表）※。
（※合成樹脂製の器具・容器包装の製造事業者は、別途GMPによる製造管理が制度化されたため対象外です。）

新たな営業届出制度について

令和3年6月1日以降の許可、届出、届出不要の業種の一覧

① 食品衛生法の要許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 冰雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種と③届出が不要な業種以外の営業が届出の対象（以下は例示）

製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具/容器包装製造業

調理業の例

- ・集団給食（委託の場合、飲食店営業の許可になる場合あり）
- ・調理機能を有する自動販売機（高度な機能を有し、屋内に設置されたもの）
- ・水の量り売りを行う自動販売機

販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・魚介類販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業
- ・行商

③ 届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。

新型コロナウイルス感染症拡大に関連する 下請取引Q&A

公正取引委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、Q&Aを作成しています。本Q&Aにおいては、公正取引委員会および中小企業庁が連名で下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）の考え方を示し、さらに、中小企業庁から、下請中小企業振興法・振興基準等に基づく望ましい対応について回答しています。なお、本Q&Aに記載した下請法違反行為は、親事業者が優越的地位にある場合、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上、優越的地位の濫用としても問題となり得ます。

本Q&Aについては、中小企業庁からの関連するアドバイス等を含め、以下の中小企業庁のホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shitauke-qa.pdf>）にも掲載されています。

1. 発注の取消しや受領拒否等に係る問題

問1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により、やむを得ず発注した製品について受領拒否（納期の延期含む）、返品や発注の取消し、役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。

答 下請事業者に責任がある場合を除き、発注済みの物品等について受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となります（下請法第4条第1項第1号および第4号）。やむを得ず、受領日が到来する前に発注の取消しを行う場合でも、仕掛品など下請事業者が生じた費用を負担しない場合には、下請事業者の利益を不当に害することとなり、**不当な給付内容の変更**（下請法第4条第2項第4号）として、下請法上、問題となります。

また、役務提供委託においては、受領の概念がありませんが、発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことにより下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、**不当な給付内容の変更**（下請法第4条第2項第4号）として、下請法上、問題となります。

問2 下請取引について、今後、発注を控えたり、取引を取りやめたりすることに問題はありませんか。

答 取引停止または大幅な取引量の減少に関しては、**下請中小企業振興法**（以下、振興法）の規定に基づく**振興基準**（以下、振興基準）において、継続的な取引関係にある場合に、「親事業者は、相当の猶予期間をもって予告する」旨を明記しています。このため、親事業者は、**下請事業者の経営**

に配慮しながら、下請事業者と十分に協議して、現状の取引内容や取引条件の確認と今後の発注に係る対応を決定するよう努めてください。

問3 下請法対象取引ではなく、かつ、事前に契約で約定していない場合については、仕掛品などの費用を負担してもらうことができないのでしょうか。

答 下請法対象取引ではなく、かつ、事前に契約で約定していない場合であっても、振興法および振興基準、経済産業大臣の配慮要請通達等の趣旨を踏まえ、親事業者においては、下請事業者と十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることのないよう、仕掛品代金の支払を行うなど最大限の配慮を行うことが求められています。

2. 下請事業者の納品等に係る問題

問4 委託した物品等に新型コロナウイルスが付着しているおそれを理由に、受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となりますか。

答 下請事業者に責任がある場合を除き、発注済みの物品等について受領拒否したり返品したりすることは、下請法上、問題となります（下請法第4条第1項第1号および第4号）。

また、仮に、下請事業者の従業員が新型コロナウイルスに罹患した場合、下請事業者が物品等の製造・管理・納品に当たって、必要な措置を講ずることは当然だとしても、必要な範囲を超えて過剰な措置を求め、適正な対価を支払わなかったり、それに要する費用を支払わなかったりすることは、下請法上、買いたたきや不当な給付内容の変更として問題となり得ます（下請法第4条第1項第5号および第2項第4号）。

したがって、新型コロナウイルスが付着しているおそれが、物品等の瑕疵となるか否かが問題と

なり得ますが、取引の内容によって事情が異なり、一概に断定できるものではありません。このため、公的機関等の発する情報を基に、第一義的には親事業者と下請事業者が十分に協議して、その取扱いを決めることが重要です。

問5 当社は、新型コロナウイルスに関する製品の安全性確認や不測の事態に備える費用を捻出するため、やむを得ず、下請代金の額を減じることや、別途、費用の請求を行うことを検討していますが、安全性の確認のためであっても、下請法上、問題となりますか。

答 安全性の確保を理由とするにしても、親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額（下請法第4条第1項第3号）を行うことや、自己のために金銭を提供させ、下請事業者の利益を不当に害すること（下請法第4条第2項第3号）は、下請法上、問題となります。

したがって、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、品質管理やリスク管理を改めて行う必要が生じた場合は、買いたたきや不当な給付内容の変更として問題とならないように、親事業者および下請事業者で十分に協議を行い、給付の内容、検査規格、検査の実施方法その他必要な事項を決定した上で、改めて下請代金の額を定めたり、発注済みの製品について追加で作業を行わせる場合にはその費用を負担したりする必要があります（下請法第4条第1項第5号および第2項第4号）。

問6 下請事業者が、供給に関する情報を事前に提供しなかった結果、納品日になって、発注に対する数量不足が判明しました。このため、受領できなかった数量分の代金は支払わないことにしたいと思いますが問題となりますか。

更に、あらかじめ定めていたペナルティ条項により一定金額を支払ってもらうことは可能ですか。

答 下請事業者の責任によって納品されなかった数量分に係る下請代金について支払わなくても問題になることはありませんが、ペナルティ条項があったとしても、数量不足等による商品価値の低下を理由に下請代金を減額する場合には、客観的に相当と認められる額に限られます。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響の下、下請事業者が納品できた数量については、当初想定したコストより高コストとなっている可能性があります。

このため、下請代金の額を減じることができるところであっても、一方的に減じるのではなく、当事者間で十分に協議を行い、減じるべき合理的な金額について決定する必要があります。

問7 当社は、事前の契約事項や発注書面の記載内容に基づき、納入数量や納期を厳守するよう、下請事業者に対し強く働きかけたいと考えていますが、問題になりますか。

答 具体的な事案の内容によりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにテレワークや出勤制限も求められており、取引当初に想定していない特別な事態となった場合において、下請事業者に対し、過度に当初の発注どおりの納入数量や納期を守るよう強いることは、経営基盤の弱い下請等中小企業に不当な不利益を与える行為となるおそれがあります。

当然のことながら、下請法に定める禁止行為に該当するような行為であれば、下請法上の問題となります。

3. 代金に係る問題

問8 海外調達から国内調達への切替えや一部の事業者が過剰に部材の調達を行ったことにより、生産・調達コストが大幅に上昇しています。この

ため、当社は、親事業者に単価の引上げを求めましたが、協議に応じてくれず従来の単価に据え置かれています。

そのほか、親事業者の発注が、平時より流動的になり、かつ、取引条件も納期の短縮などをお願いされ、そのための対応が新たに必要となっています。

このような単価の据置きは、下請法上、問題となりますか。

答 生産・調達コストが大幅に上昇した場合や納期を短縮した場合には、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行い、その内容に応じて単価の引上げを決定することが望めます（振興基準）。コストが大幅に上昇したり、納期が短縮されたため、下請事業者が単価の引上げを求めてきたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、**買いたたき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

問9 当社は、親事業者の工場内で、物品の製造を受託している下請事業者です。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、親事業者は工場を一時閉鎖することとしています。その際、親事業者から、工場を再開しても、販売価格を引き上げるのは難しく損失を取り戻すのは容易ではないので、閉鎖中の損失を補填するため、工場再開後の下請代金の額（単価）を一律一定率で引き下げてもらいたいとの要請がありました。

このような単価の引下げ要請は、下請法上、問題となりますか。

答 発注当初に想定していなかったような取引環境の変化等があった場合に、親事業者が下請事業者に対し下請代金について改めて協議をしたいと要請することが、直ちに問題になるわけではありません。

しかし、親事業者が、単価の引下げを行う場合

には、下請事業者に対し、単価の引下げを行う理由を明確に示した上で、十分な協議を行う必要があります。

親事業者の損失補填のみを理由として一方的に、一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めることは、**買いたたき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

また、下請代金に係る価格交渉とは別に、新型コロナウイルス感染症対策、協力値引き等の名目を付すなどして、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当月に支払う下請代金の額から差し引けば、下請代金の**減額**（下請法第4条第1項第3号）として、下請法上、問題となり、また、協賛金の提供を要請し、指定口座に振り込ませたりすることにより、下請事業者の利益を不当に害する場合には、**不当な経済上の利益提供要請**（下請法第4条第2項第3号）として、下請法上、問題となります。

問10 当社は親事業者に該当しますが、当社の受注減により、資金繰りが困難になることが予想されるため、下請事業者との取引条件について、現金払を手形払に変えたり、手形期間を従前より延ばしたりすることは可能ですか。

さらに、できれば下請代金の支払を猶予してもらうことができれば助かるのですが。

答 支払方法の変更や手形期間の変更により生じる下請事業者のコストを負担しないで一方的に下請代金の額を据え置く場合には、**買いたたき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

また、下請代金を手形で支払う場合に、繊維業については90日、その他の業種については120日を超える手形を用いるときは、**割引困難手形**（下請法第4条第2項第2号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。

なお、下請事業者から、製造委託した物品等を受領しているまたは提供を受けているにもかかわらず、支払期日に下請代金を支払わない場合には（支払期日を延期（支払を猶予）してもらおうよう依頼し、下請事業者の合意を得た上で支払わない場合も含まれます。）、**支払遅延**（下請法第4条第1項第2号）として、下請法上、問題となります。この場合、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、遅延利息（年率14.6%）を支払わなければなりません。

4. その他の注意事項

問11 小売業者が、製造業者、卸売業者等の納入業者に対して、顧客の安全確保に必要な作業や安全性等に係る広報活動への協力を要請することは、下請法の問題となりますか。

答 新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中、生活に必要な物資を供給する拠点の一つである小売業者の営業が円滑に行われることは、地域の生活支援の面で重要です。

小売業者が親事業者、納入業者が下請事業者（例えばPB商品等を納品する場合）である場合において、親事業者と下請事業者との間で協議が行われた結果、下請事業者が親事業者の要請に応じた協力を行うことになったとしても、協力を要する費用を親事業者が負担する場合には、問題となるものではありません。一方で、安全性の確保等を理由としたとしても、親事業者が、下請事業者に対し、無償で役務を提供させるなどして、下請事業者の利益を不当に害する場合には、**不当な経済上の利益提供要請**（下請法第4条第2項第3号）として、下請法上、問題となります。

したがって、協力を得て必要な措置を講じる場合には、事前に親事業者と下請事業者が十分に協

議して、協力の内容、負担のあり方を決定しておく必要があります。

問12 現状を踏まえ、追加的に衛生管理の強化が義務付けられました。その対応ができないことを理由として、取引を切られないか心配です。

答 親事業者が、下請事業者に対し、安全管理の強化を指示することが直ちに問題になるものではありませんが、安全管理を強化したことにより生じる費用を考慮せず、一方的に下請代金の金額を据え置く場合には、**買ったとき**（下請法第4条第1項第5号）として、下請法上、問題となるおそれがあります。このため、親事業者にあっては、下請事業者と実効性を含めて安全管理に係る協議を行った上で、安全管理の実施方法や費用負担の内容を決定することが妥当です。

問13 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、下請法違反とならないよう発注事務等を慎重に行い、下請法違反となる行為を行わないよう注意していますが、その他注意すべきことはありますか。

答 親事業者は、発注計画の変更など下請事業者の経営に影響を与えるような情報については、できる限り前倒して、正確な情報を下請事業者に提供できるよう努めることが求められます。他方、下請事業者も、親事業者に対し、供給に係る情報提供に努めることが求められます。

また、供給コストの増加や発注数量の著しい減少により当初定めた対価の額の妥当性を失い、下請事業者が事後的に価格交渉の申出をしてきた場合には、当事者間で十分に協議を行い、必要な対価の追加払い等を決定し、実施することが妥当です。

Information

JPI、9月14日、29日にJPIWEBフォーラムを開催

（公社）日本包装技術協会（JPI）は、2021年9月14日（火）午後3時～4時30分まで、29日（水）午後2時～4時まで、JPIWEBフォーラムを開催する。定員は300名。参加費は、会員無料、一般11,000円（1部会、税込）。申込はJPIホームページ（<https://www.jpi.or.jp/>）より。プログラムは次の通り。

9月14日（火） 午後3時～午後4時30分
カーボンニュートラル時代のサーキュラー型ビジネス戦略

～サーキュラーエコノミーによる新たな価値創造～

（一社）サステナブル経営推進機構

壁谷武久専務理事

欧州グリーン Deal 政策の本質は、気候中立（カーボンニュートラル）の実現、その具体的なアクションプランが「サーキュラーエコノミー行動計画」である。我が国においても、「カーボンニュートラル」へのアプローチの観点か

ら本格的な資源循環モデルの実現とこれを実践する再生事業者を中心とした新たなバリューチェーンの形成が求められる。次世代型「サーキュラー型ビジネス」、その事業モデルのあり方について紹介する。

9月29日（水） 午後2時～4時

モノづくりへの人間工学・感性工学の活用

パナソニック(株)プロダクト解析センター

ユーザビリティソリューション部 立田美佳氏

最近の商品に対する消費者の価値感が多様化し、モノづくりの現場においても、いかにしてユーザーのニーズをきちんと捉えることが出来るか？ が非常に重要となってきている。商品企画や開発に役立つ、顧客視点でのユーザーニーズの調査、ユーザビリティを科学的に追究するアプローチ、ユーザー実感の定量化について、解説する。

日印産連表彰

印刷功劳賞に山下氏、印刷振興賞に高松氏

日印産連表彰は、長年にわたり印刷産業の発展に貢献した個人・団体に対して顕彰する制度で、今年度は、印刷功劳賞を全国グラビア協同組合連合会の山下雅稔理事が、印刷振興賞を熱技術開発㈱の高松忠彦監査役が受賞することが決まりました。9月15日(水)開催の「9月印刷の月」記念式典で表彰される予定です。

印刷功劳賞

山下 雅 稔

(株)巧芸社 代表取締役社長
全国グラビア協同組合連合会 理事

【推薦事由】

山下氏は、「日印産連」において、2008年よりGP推進部会の委員に、2011年にはGP周知活動WGの座長に就任し、氏の友人である小山薫堂氏を2016年に「GP」PR大使に招き、翌年には「印刷と私」エッセイ・作文コンテストをスタートし、コロナ禍の昨年はエッセンシャルワーカーへ贈るポストカードを映像化し、また、小山薫堂氏と千倉真理氏による「印刷と私」トークショーの動画を公開するなど、一般社会に印刷業界を周知した貢献は多大である。

印刷振興賞

高松 忠 彦

熱技術開発㈱ 監査役



【推薦事由】

大気汚染防止法に対応するため、排ガス中のVOCを光波干渉式を使い、連続検知できることにより小型化した省エネ型乾燥炉と濃縮装置を開発し、約1,500ユニットに同方式が採用され、既設工場のVOC削減に果たした功績は極めて顕著である。

Information

大日精化工業、坂東製造事業所が稼働

大日精化工業㈱は、2021年8月5日、坂東製造事業所（茨城県坂東市緑の里10番、坂東インター工業団地内、敷地面積約71,200m²）の開所式を挙行政し、稼働を開始した。

坂東製造事業所は、首都圏から約40kmに位置する茨城県坂東市の坂東インター工業団地内にあり、最寄りの圏央道坂東ICから車で約

5分という交通利便性を有している。同事業所では、グラビアインキ、フレキシソインキ、コーティング剤の需要拡大への対応として、省力化を含めた増能力と共に、業務の効率化を図っていく。なお、今回の稼働は2期にわたる計画の第1期分であり、第2期については2022年4月の稼働開始を予定している。